

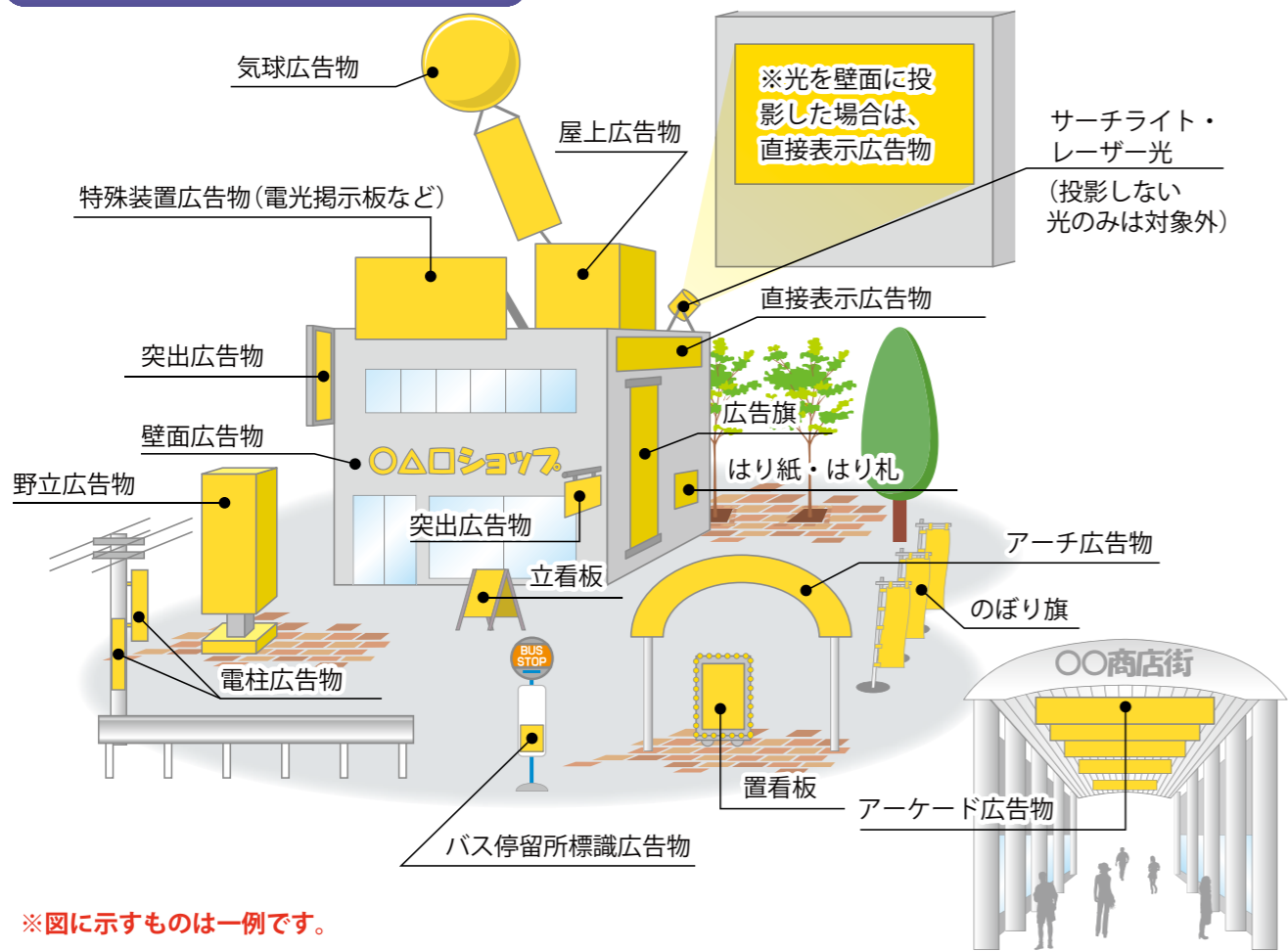
屋外 広告物 とは

屋外広告物法では屋外広告物を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの

- ④はり紙、はり札、立看板や広告旗、広告塔、広告板、建物そのほか工作物などに表示、設置されたもの
- など、これらに類するもの

屋外広告物のイメージ図



※図に示すものは一例です。

設置に関する事例(一部)



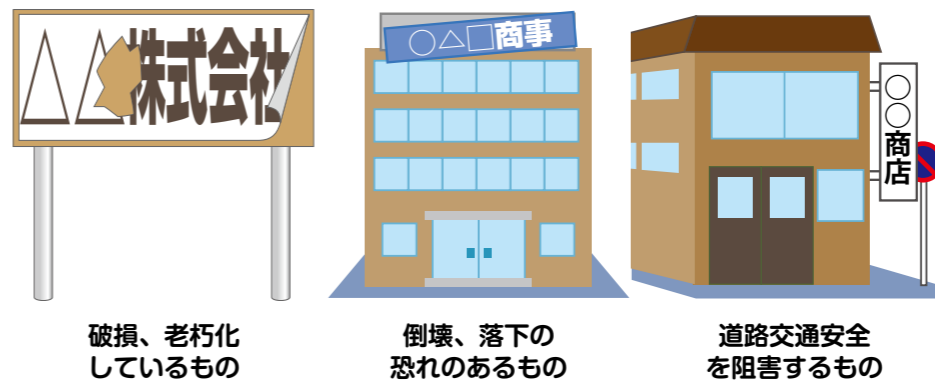
【問合せ先】＝本庁都市計画課 (内線 3423)

屋外広告物のルールを守り

美しい薩摩川内市のまちづくりを!

屋外広告は、まちを彩り、さまざまな情報を提供してくれます。しかし無秩序に設置すると、まちや自然の景観を損ね、時には事故につながることもあります。本市ではこうしたことを防ぐために、鹿児島県屋外広告物条例に則ってルールを定めています。ルールを守って安全で美しいまちをつくっていきましょう。

屋外広告物条例で設置が禁止されているもの(禁止広告物)



破損、老朽化しているもの

倒壊、落下の恐れのあるもの

道路交通安全を阻害するもの

屋外広告物条例で掲出が禁止されている物件(禁止物件)



消火栓

郵便ポスト

街路樹

道路標識

電柱

道路上の柵

※図に示すものは一例です。

※屋外広告物を設置するためには、原則広告物を設置してはならない地域(禁止地域)と、設置することはできませんが許可が必要な地域(制限地域)があります。詳しくはお問い合わせください。
※設置を検討される場合は事前にご相談ください。

屋外広告物を表示または掲出される方へお願い

